

## 児童が事故に遭わない社会の実現を目指して

トラック協会と交通安全協会などが交通安全グッズを市へ寄贈

児童が交通事故に巻き込まれることなく安心して小学校生活をおくれるようにと、新学期を前に、県トラック協会筑後支部柳川分会や市交通安全協会、市交通安全推進協議会は、市内小学校などで使う傘や横断旗などの交通安全グッズを市教育委員会へ寄贈しました。

3月22日、県トラック協会筑後支部柳川分会の下川暢洋分会長らが三橋庁舎を訪れ、通学路で保護者や教員らが使う黄色い横断旗95本を沖教育長に手渡しました。横断旗には、市のマスコットキャラクター「こっぼりー」を採用。同分会は、10年以上寄贈を続けていて、下川分会長は「交通事故の防止に役立ててほしい」と話しました。

3月23日には、市交通安全協会（江口吉男会長）からランドセルカバーと安全傘が、市交通安全推進協議会（金子市長が会長）から歩行者用反射材が沖教育長に手渡されました。これは、新1年生の交通安全を願って両団体が毎年贈っているもの。ランドセルカバーには「こっぼりー」が描かれていて、安全傘は前方が見やすいように一部が透明になっています。寄贈された交通安全グッズは、4月から市内の小学校や県立柳河特別支援学校に入学する児童502人に贈られます。

【問】市学校教育課総務係 ☎77・8862

横断旗を寄贈した県トラック協会筑後支部柳川分会の役員



ランドセルカバーと傘を寄贈した市交通安全協会の役員

## 気になるワクチンの疑問にお答え

現在市では、皆さんが安心して速やかに新型コロナウイルスワクチンの接種ができるように、医師会や医療機関などと連携しながら準備を進めています。詳細は、決まり次第チラシや市公式サイトでお知らせします。

今回は、寄せられているワクチンへの問い合わせの中から特に多いものにお答えします。

**Q1：ワクチンの副反応にはどのようなものがありますか？**

A1：接種後に注射した部分の痛み、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱などが起こることがあります。通常数日以内に回復します。

**Q2：基礎疾患があります。接種するときに証明するものが必要ですか？**

A2：診断書などは必要ありません。接種前にクー

■新型コロナウイルス 男 45人(前月比±0)  
市内の感染者数 女 52人(+1)  
(令和3年3月31日現在) 計 97人(+1)

※県から要請されていた「不要不急の外出自粛」、「飲食店に対する営業時間短縮」は、3月21日で解除されました。このため、利用を制限していた公共施設は、通常どおり利用できるようになっています。

ポン券と一緒に予診票を送るので、疾患がある人は事前に予診票に記入しておいてください。

**Q3：ワクチンのことをもっと詳しく知りたいです。相談先はありますか？**

A3：福岡県新型コロナウイルスワクチン専用ダイヤル(☎0570・072・972)では、専門知識を持ったスタッフが24時間相談に応じています。

## 民間温水プールを手頃な料金で利用できます

事前に手続きが必要です。3歳から小学生までは保護者同伴で利用を

市は、廃止した市民温水プールに代わって引き続き市民が手頃な料金でプールを利用できるように、アクセス・ジャパンスポーツクラブ柳川と契約しています。まだ利用したことがない人は、一度利用してみたいかがですか。付き添いや介助が必要な人は利用できません。3歳から小学生までは、保護者同伴であれば日曜日のみ利用できます。

■利用可能な時間

▷平日=午前10時～午後5時、午後7時～10時10分

▷土曜=午前10時～午後8時40分

▷日曜・祝日=午前10時～午後5時40分

■料金 ▷3歳～高校生、65歳以上=100円

▷その他=200円(同伴の保護者分の料金も必要)

■利用手続き方法(小学生以下は保護者が手続き)

①利用カードを作成

身分証明書を持参して、市民体育館、三橋生涯学習センター、大和B&G海洋センターのいずれかで、利用カードを作成

※アクセス・ジャパンスポーツクラブ柳川では作成不可



②チケット購入

①の3施設のいずれかでチケットを購入

③利用カードとチケットを提出

アクセス・ジャパンスポーツクラブ柳川の窓口で、利用カードとチケットを提出

【問】市生涯学習課スポーツ推進係 ☎77・8837

## 消費生活センター

### ショッピングモールでの勧誘 雰囲気流されずに冷静に判断を

【事例1】

ショッピングモールで「今モバイルルーターとタブレットを契約すると、毎月のスマホ料金が安くなる」と声をかけられた。勧められるままに契約したが、結果スマホの料金は思ったほど安くならなかった。

【事例2】

「1か月無料」とショッピングモールでウォーターサーバーの勧誘を受けた。必要ないとは思いつつも、その場の雰囲気に流されてサーバーのレンタルと水の定期宅配を契約してしまった。

【アドバイス】

事例のような相談が複数寄せられています。必要な場合ははっきりと断りましょう。また、契約する場合でも、契約書面をしっかりと読んで内容を確認しましょう。断りきれずに契約してしまっても、8日間はクーリング・オフや初期契約解除制度を利用して契約を解除できる場合があります。早めに消費生活センターにご相談ください。

【問】同センター(市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004)